

3%引上げ分の消費税、取引先より支払われていますか？

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 会員各位

2016年6月

内閣府沖縄総合事務局消費税転嫁対策室

【消費税の転嫁に関する調査協力をお願い】

2013年10月に「消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」）が施行され、事業者の方々が、消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策に政府全体で取り組んでいるところです。

経済産業省では公正取引委員会と合同で大規模な書面調査を実施するなど事業者の方々からの相談を受け付けており、法に基づく調査・指導を行うなど転嫁拒否行為の監視・取締りを実施しています。

この度、一般社団法人沖縄県電気管工事事業協会様のご協力のもと、平成26年4月の税率引上げ後に、取引先事業者から、転嫁拒否をはじめとした消費税に係わる不利益を受けていないか、調査をさせていただくこととなりました。

ご回答いただいた情報については、通報者保護のための情報管理に万全を期しておりますので、安心してご協力ください。

「消費税転嫁対策特別措置法」（特措法）とは

事業者間の取引において消費税の転嫁(消費税を上乗せすること)分の支払を拒否する等の転嫁を阻害する行為を禁止しています。

※**事業者間の取引**・・・特定供給事業者（売手・代金受取側の個人事業者も含む中小事業者等）と特定事業者（買手・支払側の法人事業者）間の取引をいいます。相手方が個人の取引や個人間の取引は対象となりません。

■具体的な違反事例

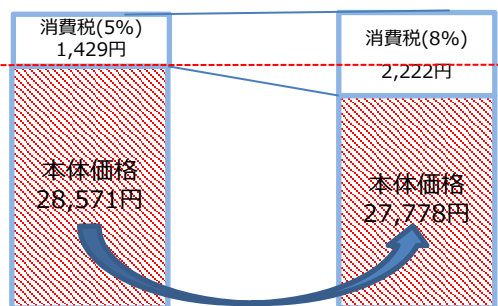
事例1) 税込価格で契約している取引先に対し、消費税率の引上げ前の税込価格と同額を支払った事例

【違反行為の例】

建設業者A社（買手）は、下請工事を請け負う業者（売手）に対し、平成26年4月1日以後に引渡しとなる人件費を含む建設工事等（消費税率8%が適用されるもの）について、消費税率引き上げ前の5%で計算した対価で支払った。

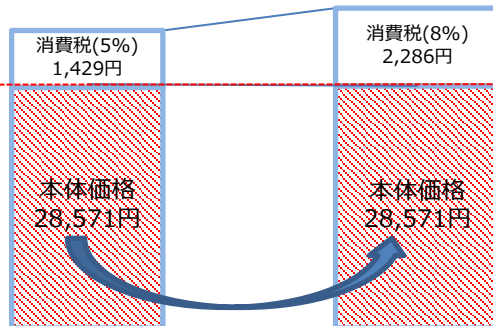
下記金額で算定してみましょう。

税込み価格が総額30,000円で変わらない場合



本体価格が**793円引き下げ**られている。

税率改定後、適正に消費税が転嫁された場合



本体価格は同じ、消費税引上げ分が支払われ、**総額は30,857円**になる。

事例2) 消費税の免税事業者に対し、消費税率の引上げ前の対価と同額を支払った事例

【違反行為の概要】

スポーツクラブの運営業者（買手）は、施設の利用者に対するスポーツ指導を委託している事業者のうち、個人事業者等の消費税の免税事業者（売手）に対し、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ分を上乗せせず、消費税率の引上げ前の対価と同額を支払った。



ここがポイント!

個人事業者や免税事業者も特定供給事業者として、特措法の対象となります。

「消費税転嫁対策特別措置法」の詳細はインターネットで!

消費税についてわかりやすく解説したパンフレット「**消費税の手引き**」がご覧いただけます。

(<http://www.zei-tenka.jp/download.html>) または、「中小企業庁 消費税の手引き」で検索

* その他参考となるサイトのご案内

「消費税の転嫁拒否行為に関する主な違反事例」で検索すると公正取引委員会のサイトで同名のパンフレットがPDFで閲覧できます。

(<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/ihanjireipamphlet.pdf>)

【回答用紙】

設問1～3にご回答願います。

設問1 工事代金等の税込代金が税率引上げ前(5%)と引上げ後(8%)で同額のま
まになっていませんか？

ア. 同額のままである イ. 8%になった ウ. その他

設問2 取引先事業者から、免税事業者または個人事業者であるという理由により、
消費税分が支払われないことはありませんか？

ア. 支払われない イ. 支払われている

設問3 消費税に関して取引先事業者と問題のある取引はありませんか？

ア. ある イ. ない



問題のあると思われる取引内容を下記にご記入願います。

--

ご 回 答 者 様	お名前	(フリガナ)
	住所	
	連絡先電話番号	日中ご連絡の取れる番号をご記入ください。
	メールアドレス	

* 各項目は可能な範囲で、出来るだけご記入ください。確認のために連絡させていただく場合もございます。

項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

■ご回答期限：平成28年7月29日(金)

----- 切 り 取 り -----

＜回答用紙のご返送方法＞ * 下記いずれか1つお選び下さい。お電話でも受け付けております。

1) 郵送の場合 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室
(恐れ入りますが、封筒及び切手代ご負担願います。)

2) FAXの場合 FAX番号 098-860-3710
* 送信前に下記お問合わせ先までお電話でご連絡ください。

お問合せ先 TEL098-866-0035 (平日8:30～17:15)

- * 「一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会会員向け調査の件」とお伝え下さい。担当が承ります。
- * 被害に遭っている、懸念がある、質問等、直接、ご相談を受け付けております。

消費税転嫁拒否行為にお困りの方は、**中小企業庁のホームページ**から直接申告も出来ます。

「申告情報受付窓口」 (<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>)